



新型コロナウイルス感染症対策について

【3つの密を避けるために】

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けてください。自分のため、みんなのため、そして大切な人のために、一人一人ができることをしっかり行っていきましょう。

■密閉を避ける こまめな換気を行いましょ！

- ・窓がある場合…2方向の窓を、数分間、全開にする。頻度は1時間に2回程度が効果的である。
※窓が1つしかない場合でも、入り口のドアを開ければ、空気の流れが良くなる。
- ・車の場合…エアコンの設定は、「内気循環モード」ではなく「外気モード」に設定する。

■密集を避ける 人と人の距離を取りましょ！

- ・他の人とは互いに手を伸ばして届かない十分な距離（2m以上）を取る。
- ・スーパーのレジなどで列に並んでいる時は、前の人との距離を保つようにする。
- ・飲食店の座席では、隣の人と1つ空けて座る。真向かいに座らず互い違いに座る。

■密接を避ける 会話をする時等は、マスクを着用しましょ！

- ・密接した会話や発声は、ウイルスを含んだ飛まつを飛び散らせます。WHOは「5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛まつ（約3,000個）が飛ぶ」と報告しています。
- ・室内において会話をする時等は、十分な距離を保ち、マスクを着用する。

参照：厚生労働省HP

【新型コロナウイルス感染症への備えについて】

万一の感染に備え、日ごろから食料品、日用品等の備蓄に努めましょ。

- 日持ちする食品（5～7日分程度）
 - 市販の医療用抗原検査キット
 - 日用品（常用している薬、体温計、アルコール消毒、手洗い石けん、洗剤類、ゴミ袋、ティッシュペーパー、トイレトペーパー、生理用品、マスク、使い捨てゴム手袋、紙皿、割りばしなど）
- ※乳幼児がいる家庭ではミルクやおむつなども備蓄しておきましょ。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611



土手焼きによる火の取り扱いについて

近年、農地の土手焼きなどで火災となるケースが発生しています。こうした火災は火の取り扱いに注意すれば防げますので、やむを得ず実施する際は次のことに注意してください。

- ・水バケツや消火器など、消火の準備をし、その場を離れない。
 - ・焼却後の火の始末に十分留意する。
 - ・事前に大子町消防署へ届出を行う。
- ※確認受付で許可ではありません。

問合せ 消防本部予防課 TEL 72-0119 農林課 TEL 72-1128



新型コロナワクチン接種について

【2月以降の接種体制について】

新型コロナワクチンの接種実施期間は、令和5年3月31日までです。体調不良等によりまだ接種がお済みでない方は、お早めにご予約をお願いします。

■初回接種（1・2回目）がお済みでない方

- ・生後6か月～11歳未満の方：岩佐医院で実施します。直接医療機関へお申し込みください。
- ・満12歳以上の方：慈泉堂病院で実施します。大子町コールセンターへお申し込みください。

■小児追加（3回目）接種がお済みでない方

- ・5歳～11歳未満の方：岩佐医院で実施します。直接医療機関へお申し込みください。
- 対象者は、小児初回接種から5か月经過した方です。なお、12歳の誕生日の前日からはオミクロン株対応ワクチンで追加接種となります。

■3回目以降でオミクロン株対応ワクチンを一度も接種していない方

1月末まで町内6医療機関で実施しているオミクロン株対応ワクチン接種ですが、2月・3月については、慈泉堂病院1か所での実施となります。オミクロン株対応ワクチンは1人1回の接種です。前回接種から3か月经過し、まだオミクロン株対応ワクチンを接種していない方は直接、慈泉堂病院へお申し込みください。

問合せ 大子町コールセンター TEL 76-8076 開設日時：月～金曜日（祝日除く。）8:30～17:00



高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種について

令和4年度の高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種対象者は、次の表のうち高齢者肺炎球菌ワクチンを一度も受けていない方です。

対象者には令和4年4月上旬に案内文を送付しています。まだ接種していない方で、接種を希望する方は、内容を確認し有効性とリスクについて理解したうえで接種してください。予診票の有効期限は令和5年3月31日までです。有効期限を過ぎると定期接種として接種できませんのでご注意ください。

なお、接種日において60歳以上65歳未満の方であって、心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に重度の障害を有する方も対象となります。接種を希望する方は、期間内に接種できるよう健康増進課へ申し出てください。

■令和4年度接種対象者

65歳となる方	昭和32年4月2日生～昭和33年4月1日生
70歳となる方	昭和27年4月2日生～昭和28年4月1日生
75歳となる方	昭和22年4月2日生～昭和23年4月1日生
80歳となる方	昭和17年4月2日生～昭和18年4月1日生
85歳となる方	昭和12年4月2日生～昭和13年4月1日生
90歳となる方	昭和7年4月2日生～昭和8年4月1日生
95歳となる方	昭和2年4月2日生～昭和3年4月1日生
100歳となる方	大正11年4月2日生～大正12年4月1日生
その他	接種日において60歳以上65歳未満の者であって、心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に重度の障害を有する方

■接種期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

- #### ■その他
- ・過去に、高齢者肺炎球菌ワクチン接種の助成を受けたことがある方は、対象外となります（転入者も同様です。）。
 - ・新型コロナワクチン接種との同時接種はできません。新型コロナワクチン接種を行う場合は、前後2週間の間隔をあけて接種してください。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611



定期予防接種を受けましょう

ワクチンで防げる病気があります。予防接種でお子さんや周りの人たちを守りましょう。定期予防接種対象者で、まだ接種が済んでいないお子さんの保護者は、母子健康手帳予防接種記録を確認の上、県内の医療機関で接種してください。

なお、接種年齢が過ぎた場合は、接種費用は自己負担となりますのでご注意ください。予診票が届いていない方または予診票を紛失してしまった方は、健康増進課にご連絡ください。

定期予防接種	標準的な年齢・回数	接種年齢
ロタウイルス	1価ワクチンは2回接種、初回接種は生後14週6日まで 5価ワクチンは3回接種、初回接種は生後14週6日まで	生後6週から24週までの乳児 生後6週から32週までの乳児
ヒブ	初回接種は生後2か月～7か月に至るまで3回 追加接種は初回接種後7か月以上の間隔をおいて生後12か月以降に1回	生後2か月～5歳未満
小児用肺炎球菌	初回接種は生後2か月～7か月に至るまで3回 追加接種は初回接種後60日以上の間隔をおいて1回	生後2か月～5歳未満
B型肝炎	生後2か月～9か月に至るまでに3回	生後2か月～1歳未満
四種混合	1期初回 3回 生後3か月～1歳に至るまで 1期追加 初回接種後1年～1年半の間に1回	生後3か月～7歳6か月未満
BCG	生後5か月～8か月に至るまでに1回	1歳未満
水痘	初回接種 1歳～1歳3か月に至るまで 追加接種 初回接種後6か月～12か月に至るまでに1回	1歳～3歳未満
麻しん・風しん混合(MR)	1歳～2歳未満 1回 5歳～7歳未満の者で小学校就学前の1年間に1回	
日本脳炎	1期初回 2回 3歳～4歳に至るまで 1期追加 1回 4歳～5歳に至るまで(初回2回接種後6か月以上、標準的にはおおむね1年おいて) 2期 1回 9歳～10歳に至るまで	生後6か月～7歳6か月未満 9歳以上13歳未満
二種混合(DT)	11歳から12歳に至るまでに1回	11歳以上13歳未満
ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防)	中学1年生の間 3回	小6～高1相当の女子
ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防)	キャッチアップ接種対象期間 (令和4年4月1日～令和7年3月31日)	平成9年4月2日生まれ～平成18年4月1日生まれの方 (定期接種が済んでいない方)

※未満とは、誕生日の前日までをいいます。

※日本脳炎については、特例対象者(平成19年4月1日以前に生まれた20歳未満の者)は、接種年齢を超えても定期接種として取り扱える場合があります。

※任意予防接種のおたふくかぜについては、1歳以上7歳未満のお子さん(1歳と小学校就学前1年間の2回接種推奨)は、全額助成(自己負担無)で接種できます。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611

相談

「こころの相談」のお知らせ

ストレスの多い現代、こころの調子をくずすことは誰にでもあります。

気持ちの落ち込み、悩み、不安、閉じこもり等一人で悩まずに、気軽にご相談ください。話を聞いてもらうだけで心が軽くなります。また、今後の対応を一緒に考えていくことができます。相談内容は、一切漏らしません。本人が来所できない場合は、ご家族の方だけの相談でも結構です。

■日時 2月27日(月) 13:00～16:00(※予約制) ■場所 保健センター

■料金 無料

■申込方法 2月24日(金)までに、健康増進課へ電話でお申し込みください。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611



令和4年度大腸がん検診最終日程のお知らせ

大腸がんは、進行するまでほとんど自覚症状がありません。定期的に検診を受けることで、大腸がんで亡くなるリスクを減らすことができます。

今年度40～79歳になる方であれば、国民健康保険や社会保険に関係なく、誰でも無料で受けられます。また、今年度50、52、54、56、58、60歳になる方には、検体容器と検診票を郵送してあります。まだ受診していない方は、ぜひ受診しましょう。

■大腸がん検診の受け方

- ①事前に健康増進課に申し込み、検体容器と問診票を受け取ってください。
- ②下記の採取日のうち2日間の便を採取してください。
- ③下記の回収日時・場所で提出してください。
- ④検診結果は、回収日から約1か月後にご自宅に郵送されます。

回収日時	回収場所	採取日
2月2日（木）9:00～12:00	保健センター	1月27日～2月2日の間

※町の集団健診の際、大腸がん検診を申し込んだ方でまだ提出していない方も、提出可能です。
※詳しくは、健康増進課にお問い合わせください。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611



町税等の納税はお済みですか

下記の納期限および口座振替日は1月31日です。納税等がお済みでない方は、納期限までに納付をお願いします。口座振替利用の方は、口座の残高確認をお願いします。納期限から一定期間が経過すると督促状が送られ、納付日までの延滞金が生じることがありますのでご注意ください。



納付には、便利な口座振替がお勧めです。一度手続を行うことで、指定日以降の納付が口座振替となるため金融機関等に出かけて納付する必要がなくなります。各窓口での混雑緩和や感染症の拡大防止にもつながりますので、ぜひ口座振替のご利用をお願いします。利用を希望する方は、町内各金融機関または各郵便局へ直接申し込むか、税務課収納対策室にご相談ください。

問合せ 税務課収納対策室 TEL 72-1116



ごみ集積所の利用方法およびごみの出し方について

ごみ集積所の利用について、「収集日以外にごみが出されている」、「本来の利用者ではない人がごみを置いていくので困っている」などの相談が環境センターに寄せられています。



ごみ集積所は地域の方々が管理しルールを守って利用していますので、そのような行為は地域の方々の迷惑になります。ルールを守ったごみ出しをお願いします。

また、紙おむつは汚物を取り除いて燃えるごみとして大子町指定のごみ袋に入れて収集日の朝8時30分までに出してください。

なお、各家庭に配布されている令和4年度ごみ分別収集日割り表や町公式アプリ等を利用して分別の仕方および収集日をご確認ください。ごみの出し方にご理解とご協力をお願いします。

問合せ 環境センター TEL 72-3042



タクシー利用助成事業のお知らせ

町では、自動車を運転することができない高齢者や障がい者等を対象に、タクシーの利用料金の一部を助成する「タクシー利用助成事業」を行っています。

■対象者

町に住所のある自動車を保有していない方または自動車を所有しているが運転ができない方で、次のいずれかに該当する方。※町税等を滞納している場合、対象外になります。

- (1) 満65歳以上の方
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている方
- (3) 療育手帳の交付を受けている方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- (5) 自立支援医療費を受給している方
- (6) 障害年金を受給している方
- (7) 特別障害給付金を受給している方

■助成内容

月4枚を限度に、運賃の3/4を助成する利用助成券を交付します。

■留意点

- ・利用助成券は、本人のみが使用できます（相乗り可）。
- ・利用できる乗車区間は、町内間の移動のみです。

■申請先

まちづくり課または各地区コミュニティセンター

※下記のURLおよび二次元バーコードから電子申請も受け付けています。

https://s-kantan.jp/town-daigo-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=37235



詳しくは、まちづくり課にお問い合わせください。

問合せ まちづくり課 TEL 72-1131



特殊詐欺対策電話機等購入費補助金 ～申請は2月28日まで～

振り込め詐欺、還付金詐欺などの特殊詐欺や、悪質な電話勧誘などの被害を未然に防ぐため、令和4年4月1日以降に購入した特殊詐欺対策電話機等の購入費の一部を補助します。

～ 特殊詐欺対策電話機等とは ～

警察等が提供する迷惑電話番号情報を用いて、振り込め詐欺に関する着信を自動で拒否したり、ランプ等で警告したりする機能や、「この電話は犯罪被害防止のため録音されます」などと相手方に警告メッセージを流し、録音する機能を備えた固定電話機または固定電話機に接続して用いる装置です。

■対象者

次の要件をすべて満たす方またはその方の属する世帯の世帯員が対象です。

- ・ 大子町に居住し、かつ大子町の住民基本台帳に記録されている65歳以上の方
- ・ 特殊詐欺対策電話機等を購入していること。
- ・ 世帯員全員が町税等を滞納していないこと。
- ・ 世帯員全員が暴力団員その他の反社会的団体に属する者でないこと。

■補助金額

購入費用の2分の1以内の額（上限5,000円、100円未満切り捨て）

※令和5年2月28日（火）までに申請してください。詳しくは観光商工課までお問い合わせください。



問合せ 観光商工課 TEL 72-1138



通信障害時の緊急通報について

近年、携帯電話における通信・通話に障害が発生し、電話がかかりづらい状況になることが増えています。そんな時に、緊急通報を要する事態が起きたら皆さんは、どうしますか。

■対応策

- ・ 他社の携帯電話や固定電話から119番通報
- ・ 公衆電話からの119番通報（日ごろから公衆電話の場所を覚えておきましょう）
- ・ 直接消防署まで駆けつける

どんな時でも冷静な判断と行動を心掛けましょう。

問合せ 消防本部警防課 TEL 72-0119

個人番号

マイナンバーカード（個人番号カード）の臨時申請受付

大子町に住民登録されている方を対象に、次の日程でもマイナンバーカード等の申請のサポートを行います。ご検討中の方は、ぜひこの機会に作成しましょう！

※カード申請期間間際は窓口が混み合うことが予想されますので、早めのカード申請をお勧めします。

- 平日の受付日時 2月3日、10日、17日、24日 各金曜日 17:15～19:00
- 休日の受付日時 2月12日、26日 各日曜日 9:00～12:00
- 受付場所 町民課
- 申請・受取方法



- 申請時のみ来庁し、マイナンバーカードは、後日、本人限定受取郵便で受け取る場合
・持参するもの 申請時：(※)Aを2点またはAとBを各1点+通知カード
- 申請と受取時に来庁し、マイナンバーカードを町民課窓口で受け取る場合
・持参するもの 申請時：(※)AまたはBを1点
受取時：(※)Aを1点またはBを2点+交付通知書(はがき)+通知カード

※マイナンバーカードの即日交付はできません。申請から交付まで1か月程度かかります。

※電子証明書の更新は、マイナンバーカードおよび暗証番号が必要です。

※平日の受付時間は、8:30～17:15（水曜日は19:00まで）です。

本人確認書類（※）	
A	運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る。）、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード（顔写真付き）、在留カード、身体障害者手帳など
B	健康保険証、介護保険証、年金手帳、後期高齢受給者証、限度額認定証、医療福祉費受給者証（マル福）、学生証、社員証、生活保護受給者証、母子手帳 など

問合せ 町民課町民担当 TEL 72-1112

募集

放課後子ども教室協働活動サポーター募集

大子町では、令和5年度についても町内の6小学校および県立大子特別支援学校において「放課後子ども教室」の実施を予定しています。

つきましては、令和5年4月から令和6年3月まで児童の見守りや活動の補助を行う「協働活動サポーター」を募集します。関心のある方は、お気軽にお問い合わせください。初めての方、児童の保護者の方、学生の方も大歓迎です。

- 実施日 学校登校日（週5日）※土・日曜日、祝日、長期休業日（春休み、夏休み、冬休み）、学校給食がない日等は実施しません。
- 勤務日数 週2日～5日
- 勤務時間 下校時刻の30分前～18:30（大子特別支援学校は17:00まで）
※下校時刻は学校により異なります。
- 賃金 1時間あたり950円（予定）
- 勤務内容 児童の見守りおよび協働活動支援員の補助
①児童の受付 ②学校の宿題に取り組ませる
③プリント学習やレクリエーション、工作及び体験活動の補助
- 雇用条件 町内に居住する75歳未満で心身ともに健康な方（令和5年4月1日現在）
※雇用主は、町から事業委託を受けている事業者です。
- 申込み 申込書に必要事項を記入（写真貼付）の上、2月24日（金）までに教育委員会事務局生涯学習担当に提出してください。なお、申込者に対し、面接を行う場合があります。申込書は教育委員会事務局生涯学習担当で配布、または町ホームページに掲載しています。

問合せ 教育委員会事務局生涯学習担当 TEL 72-1148



町営住宅入居者募集

町営住宅の入居者を募集します。

■募集住宅

住宅名	所在地	構造	間取り	戸数	建設年	種別
アメニティ本町	大子999-7	RC5階（2階）	2DK	1戸	H15年	特定町営
	<設備> IHコンロ、ガス給湯器、水洗トイレ、バス・トイレ別、シャワー、追い炊き、駐車場1台、共同合併浄化槽、倉庫、BS共同TVアンテナ、エレベーター					
上小川第二住宅	頃藤4014	木造平屋	3LDK	1戸	H29年	地優賃
	<設備> ガスコンロ、ガス給湯器、水洗トイレ、バス・トイレ別、駐車スペース、TVアンテナ、戸別合併浄化槽					
下野宮第二住宅	下野宮6193	木造2階	3DK	1戸	H9年	町営
	<設備> ガス給湯器、水洗トイレ、バス・トイレ別、シャワー、追い炊き、駐車スペース					

■入居資格 ※入居の際は、連帯保証人が2人必要です。

・市町村税等(水道料金含む。)を滞納していない方で、住宅に困っている方、暴力団でない方

○アメニティ本町

・所得月額が158,001円以上487,000円以下である方で、同居するまたは同居しようとする親族がいる方

○上小川第二住宅

・所得月額が387,000円以下である方で、「18歳未満の子どもがいる世帯」、「5年以内に婚姻の届けをした新婚世帯」、「婚姻予定者がいる子育て世帯」のいずれかに該当する方

○下野宮第二住宅

・所得月額が158,000円以下（60歳以上の方、障がい者については、214,000円以下）の方で、同居するまたは同居しようとする親族がいる方

■月額家賃 ※敷金：家賃の3か月分

○アメニティ本町 ※18歳未満の扶養する児童等により家賃が減免(1人:10%、2人:15%、3人:20%)

共益費（月額）3,600円

入居する18歳未満の児童数	0人の場合	1人の場合	2人の場合	3人以上の場合
減額	0円	4,900円	7,300円	9,800円
家賃	49,000円	44,100円	41,700円	39,200円

○上小川第二住宅 ※18歳未満の扶養する児童等により家賃が減額（1人：1万円、2人：1万5千円、3人以上：2万円）

入居する18歳未満の児童数	0人の場合	1人の場合	2人の場合	3人以上の場合
減額	0円	10,000円	15,000円	20,000円
家賃	50,000円	40,000円	35,000円	30,000円

○下野宮第二住宅 ※18歳未満の扶養する児童等により家賃が減免されます。（1人:10%、2人:15%、3人:20%）

入居者の所得および町営住宅の立地条件、規模等の便益に応じた家賃となり、毎年算出されます。

所得月額	0円～104,000円	104,001円～123,000円	123,001円～139,000円	139,001円～158,000円
家賃	23,000円	26,500円	30,400円	34,200円

・下野宮第二住宅自治会へ加入が必要になります（共同TVアンテナ費、浄化槽管理費等の費用が別途発生します。）。

■申込み 2月17日（金）までに建設課へ申し込んでください。申込書は町ホームページでダウンロードまたは建設課で配布しています。

※募集締め切り後、入居資格審査の上、入居予定者を決定します。

■その他

- ・入居時期は3月下旬以降です。※必要書類を提出後決定します。入居時期は前後する場合があります。
- ・入居後は、地域の方との交流や行事へ積極的参加、学区内学校への通学等にご理解ください。
- ・住宅は使用に差し支えない程度の修繕はしてありますが、しみや傷等が残っていることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・住宅により、網戸は入居者の持ち込みになります。また、TV受信ブースターが必要な場合があります。
- ・茨城県における「いばらきパートナーシップ宣誓制度」の導入に伴い、いばらきパートナーシップを宣誓した方も町営住宅の入居資格の対象とします。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により休職や離職、退職等により収入が著しく減少し、住宅に困っている方はご相談ください。また入居中の方で収入が著しく減少した場合は家賃額の変更認定を申請することができます。

問合せ 建設課 TEL 72-2611



民生委員児童委員の一斉改選が行われました

民生委員児童委員の任期満了に伴い、令和4年12月1日に一斉改選が行われ、次の81人が厚生労働大臣および茨城県知事から委嘱されました。任期は3年です。

民生委員児童委員は、社会奉仕の精神をもって地域住民のよき相談相手となり、また福祉行政とのパイプ役として社会福祉増進のために活動を行います。

心配ごと、悩みごとをひとりで抱えていませんか？そのような時には、お気軽にご相談ください。あなたの秘密は、必ず守ります。

※担当区域の民生委員児童委員の連絡先を知りたい場合には、福祉課へお尋ねください。

■大子町民生委員児童委員名簿

(令和4年12月1日 改選)

番号	氏名	担当区域
1	池田 智子	大子（金町）
2	目崎 美智恵	大子（本町）
3	藤田 正美	大子（栄町）
4	櫻岡 律子	大子（愛宕町6・7・10～16）
5	石井 直美	大子（愛宕町1～5・8・9）
6	鈴木 美智子	大子（小久慈）
7	大藏 正則	大子（長岡・近町）
8	島根 直子	大子（泉町）
9	武士 悦子	浅川（1～8）
10	永山 さとみ	浅川（9～11・14・15）
11	木村 ひろみ	浅川（12・13・町営住宅：磯部・榎立目・菅の沢）
12	清水 一光	上岡全域
13	菊池 弘子	山田全域
14	長山 一幸	池田（上・中）
15	鈴木 博子	池田（下1～5A・7～10）
16	見越 信子	池田（下5B・6A・6B・松沼）
17	鈴木 誠	田野沢全域
18	塚田 孝夫	上金沢（1～5）
19	伏見 和枝	上金沢（6～11）
20	大高 かほる	相川全域
21	渡邊 敏子	下金沢全域
22	國谷 丘子	塙全域
23	田中 祐一	芦野倉全域
24	藤田 則子	初原全域
25	我妻 勝弥	左貫（仲町・立岩・入道・和田）
26	戸村 幸子	左貫（山下・笠内・大石・後場）
27	伊坂 克範	左貫（西ノ内・森ノ前・関之田和・内之草・野萩）
28	國谷 美智子	左貫（仲井・竹ノ花・宿）
29	谷田部 栄一	槇野地全域
30	吉成 正雄	町付（堰ノ上・北平）
31	益子 珠子	町付（下町・大戸・城ノ内・古宿）
32	益子 りつ子	町付（上町・磯釜・萩ノ反）
33	齋藤 博昭	上郷（白坂・道淵・下馬場・上馬場・大貝・上下塙）
34	金澤 美智子	上郷（荒屋・貝名沢・坪・原・石神土・中の内・北原）
35	伊藤 勉	上野宮（中ノ平・稲村・宮本）
36	塙 重孝	上野宮（本宮・戸部・桜井・門ノ井・花ノ草・吉ノ目・碓石）
37	鈴木 きわ子	上野宮（小田貝・磯神・蛇穴・新田・平郷）

令和4年分 税の申告について No.2

令和4年分の所得税および町県民税の申告期間は、2月16日から3月15日までとなっており、所得税の納付期限は3月15日です。税の申告は、所得税の納付や還付をはじめ、町県民税等の算定の基礎資料となりますので、申告が必要となる方は期間中に必ず行ってください。

なお、令和4年分とは、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間に係る年分をいいます。

次に該当する方は申告が必要です。

給与収入がある方で	複数の給与収入がある方
	給与以外の収入がある方
	年の途中で退職した方
	年末調整を受けていない方
公的年金収入がある方で	公的年金以外の収入がある方
事業、不動産収入がある方	農業、営業、不動産等の収入がある方
上記以外の収入がある方	土地建物の売買、保険の解約、報酬等の収入がある方
所得控除を受ける方	扶養控除、医療費控除、雑損控除等を受ける方
収入がなかった方で	誰の扶養にも入っていない方

所得税や町県民税は全ての収入を合算して計算を行います。給与所得者で年末調整が済んでいる方でも、給与の他に収入がある場合は申告して再計算を行う必要があります。

必要書類

申告相談会場にお越しの際は、忘れずにお持ちください。

申告者全員	<ul style="list-style-type: none"> ・申告者本人の番号確認および身元確認書類 「マイナンバーカード」または「マイナンバー通知カード+運転免許証等」 ※代理人の場合は、申告者の確認書類をお持ちください(コピーも可) ・申告者本人の口座番号等が確認できるもの 「通帳」または「キャッシュカード」
給与収入がある方	給与所得の源泉徴収票
公的年金収入がある方	公的年金の源泉徴収票
事業、不動産収入がある方	収支内訳書(一般、農業、不動産)
上記以外の収入がある方	支払調書等収入、支出の確認ができるもの
所得控除を受ける方	証明書等(医療費控除の明細書や生命保険料控除証明書等)

※申告内容によっては他にも必要とするものがあります。事前にご確認ください。

※「収支内訳書」や「医療費控除の明細書」が作成できていない場合は、受付できませんので予めご了承ください。なお、特別な事情により書類の作成ができない場合は、事前にご相談ください。

申告関係書類配置場所

収支内訳書、医療費控除の明細書	左記およびその他の書類
文化福社会館 まいん 中央公民館 各コミュニティセンター	各施設の閉館日にご注意ください。 なお、こちらの施設では書類の配布のみ行います。 必要書類や書き方が分からない場合は、税務課まで お越しいただくか、電話にてお問い合わせください。
	役場税務課 (平日8:30~17:15)

大子町役場 税務課 町税担当 TEL 0295-72-1116(直通)

☎319-3521 茨城県久慈郡大子町大字北田気662

申告相談受付期間と会場について

申告期間中は、町が会場を設置して申告相談を受付します。来場した順番に受付を行います。混雑時はお待ちいただくことがありますので予めご了承ください。

受付期間

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	2月13日	2月14日	2月15日	2月16日	2月17日	2月18日
	(肉用牛) 9:00~15:00	(肉用牛) 9:00~15:00	(還付申告) 9:00~15:00	9:00~15:00	9:00~15:00	×
2月19日	2月20日	2月21日	2月22日	2月23日	2月24日	2月25日
×	9:00~15:00	9:00~15:00	9:00~15:00	(休日申告) 9:00~12:00	9:00~15:00	×
2月26日	2月27日	2月28日	3月1日	3月2日	3月3日	3月4日
×	9:00~15:00	9:00~15:00	(延長申告) 9:00~19:00	9:00~15:00	9:00~15:00	×
3月5日	3月6日	3月7日	3月8日	3月9日	3月10日	3月11日
×	9:00~15:00	9:00~15:00	(延長申告) 9:00~19:00	9:00~15:00	9:00~15:00	×
3月12日	3月13日	3月14日	3月15日	※12:00~13:00までは昼休憩となります。		
(休日申告) 9:00~12:00	9:00~15:00	9:00~15:00	9:00~15:00			

申告相談会場

大子町営研修センター 研修棟2階

(大子町大字北田気662)



○来場にあたって

- 期間中は、申告会場への案内板を設置しますので、案内に従ってご来場ください。
- 駐車場は、役場駐車場をご利用ください(町営研修センター駐車場利用不可。)
- 会場内へは、階段をご利用いただけます。階段をご利用いただくことが難しい方は税務課まで事前にご相談ください。
- 会場へは、感染症対策を十分に行ったうえでご来場ください。
※会場の混雑回避のため、申告者または代理人の入場は原則1名とさせていただきます。
※会場内が「密」となる場合には、入場制限等を行います。職員の指示に従っていただけますようお願いします。
- 当日は、スリッパへ履き替えていただきますが数に限りがあるため、上履きの持参にご協力ください。

番号	氏名	担当区域
38	益子 眞弓	中郷（中郷下・松久保・和田・中通下・松場北ノ内）北吉沢1
39	佐藤 洋巳	中郷（茶味内・中井月ノ久保・権現堂・唐竹久保）北吉沢2
40	益子 元一	高田全域 下野宮（井戸ヶ沢戸ノ内・下の内・駒坂）
41	小瀧 祐子	下野宮（東区全域）
42	菊池 愛子	下野宮（生手内）
43	三村 久美子	下野宮（宿）
44	鈴木 邦昭	川山全域
45	吉原 佳子	冥賀（後冥賀）
46	渡邊 敏英	冥賀（前冥賀）
47	益子 朋子	矢田（上・中）
48	渡邊 多恵	矢田（下）
49	益子 孝幸	大生瀬（坂西）
50	塚野 敏朗	大生瀬（坂東）
51	金澤 正文	小生瀬（取上・入合・谷沢・川西）
52	竹之内 利幸	小生瀬（宿・川東1） 高柴（郷下）
53	山田 裕	小生瀬（水根・下合・苗代田）
54	高橋 伸好	高柴（八神・榎内・榎本・中平・宮平・郷・戸の内）
55	齋藤 弘美	小生瀬（東栄・川東2）高柴（柳町・柿平・柏原・家戸内）
56	石井 泉	内大野（矢倉を除く）
57	谷田部 光夫	外大野全域 内大野（矢倉）
58	佐川 仁子	袋田（川西） 久野瀬全域
59	野内 恵子	袋田（宿・滝本）
60	永瀬 京子	袋田（中津原・小磯・大塩・丸木・一条・所谷・定本）
61	蓮見 信之	南田気全域 袋田（駅前）
62	野内 美智子	下津原全域
63	菊池 チエ子	北田気（1～3・9～13）
64	金成 節子	北田気（4～8）
65	沼田 厚子	頃藤（新畑・川下・奥丸・滝倉1・2・長福）
66	深谷 洋子	頃藤（長久保・仲沢・山造）
67	石井 義友	頃藤（上宿・下平）
68	仁平 静子	頃藤（市場平・中宿）
69	大森 幸江	頃藤（下宿）
70	神長 文江	頃藤（宮平・館）
71	石井 サダ子	頃藤（横石・大沢口）
72	齋藤 初代	大沢（下・中組・塩沢）
73	益子 保男	大沢（上・宮本坪・畑切ノ草）
74	小松 泰子	栃原全域
75	小室 薫	西金（上宿・下宿・寄居・橋本）盛金（大内野）
76	高橋 幸代	西金（湯沢・北沢・棒目木）
77	小野瀬 栄	西金（曾根・古分屋敷・入湯沢）頃藤（滝倉3）
78	仁平 良廣	盛金全域（大内野を除く） 北富田全域
79	益子 智好	主任児童委員
80	木澤 たつ子	主任児童委員
81	櫻岡 研一	主任児童委員



わな猟免許の取得に補助金を交付します

【補助対象経費】

- ・予備講習会受講料（茨城県狩猟者研修センター 8,000円）
- ・狩猟免許試験申請手数料（茨城県収入証紙 5,200円）
- ・医師の診断書料（所要額）



■申請方法

わな猟免許の取得後に、費用の領収書、印鑑、振込口座とわな猟狩猟免許状の写しを持参し、農林課に申請してください。

■注意事項

わな猟免許を取得しただけではイノシシの捕獲はできませんので、事前に農林課までお問い合わせください。

■予備講習会の問合せ先 一般社団法人茨城県猟友会（笠間市石寺680）
TEL 0296-72-7730

■狩猟免許試験の問合せ先 県北県民センター環境・保安課（常陸太田市山下町4119）
TEL 0294-80-3355

問合せ 農林課鳥獣被害対策室 TEL 72-1128



イノシシ等による農作物被害防止のための防護柵等購入補助

イノシシ等による農作物の被害を防ぐための電気柵や防護柵等の資材購入に要する経費について、補助金を交付します。

■対象農地 町内の耕作農地。ただし、共同で購入した場合は、隣接した耕作農地に限る。

■補助率

個人で購入	購入費用の1/2（限度額4万円） 町補助分（最大2万円）+ 県補助分（町補助金と同額）
2戸の農業者が共同で購入	購入費用の1/2（限度額16万円） 町補助分（最大10万円）+ 県補助分（最大6万円※町補助金と同額で上限6万円を上乗せ）
3戸以上の農業者が共同で購入	購入費用の1/2（限度額10万円） ※3戸以上での共同購入は県の上乗せ補助の対象となりません。

■申請方法および提出書類 防護柵等の設置完了後に申請書を提出、以下のものを持参。

- （1）購入資材の明細が分かるレシート等および領収書（申請者の氏名入り）
- （2）設置箇所の写真（紙で提出してください。）
- （3）申請者の印鑑
- （4）補助金の振込先金融機関の口座番号（共同設置の場合は、代表者の口座番号および委任状）
※設置した場所の地番の確認をお願いします。

様式等については町ホームページにも掲載しています。



問合せ 農林課鳥獣被害対策室 TEL 72-1128



大子町の放射線量測定情報

放射線モニタリング情報（空間線量の測定結果）

観測場所	観測日・観測時間	観測値（ $\mu\text{Sv}/\text{h}$ ）※原子力規制庁提供情報
大子町役場	12月 1日 正午	0.082
	12月15日 正午	0.070
	12月28日 正午	0.069

※参考 一般の方の年間追加被ばく量は、1mSv（ミリシーベルト）と基準があり、毎時当たりの空間線量率に換算すると、「0.23 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 」が国（環境省）が定める基準です。この数値の環境下で1年間過ごした場合に、1mSvに到達することになります。

問合せ 総務課総務担当 TEL 72-1114

募集

大子産米作付支援金について

町では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大および物価高騰等の影響による大子産米作付農家の作付意欲の減退を防ぐため、大子産米作付支援金を給付します。

対象者には11月28日付で申請書を郵送してありますので、まだ申請をしていない方は早めに申請をお願いします。

- 対象者 令和4年4月1日から令和4年8月31日までの間に町内の水田において主食用米の作付けを行った作付農家。ただし、燃料費高騰対策事業者支援金の支給を受けた方は対象外です。
- 支給額 1アール当たり300円
- 申請方法 対象者には申請書を郵送してありますので、必要事項を記入のうえ、大子町農業再生協議会へ郵送により提出してください。
- 申請期限 2月28日（火）



申込・問合せ 大子町農業再生協議会 TEL 79-1210
〒319-3551 大子町大字池田1267-1 JA常陸大子営農経済センター内



使用済み農業用プラスチックの回収を実施します

町では、（公）茨城県農林振興公社および運搬業者と農業用ビニール（農ビ）および農業用ポリエチレン（農ポリ）の回収委託契約を結んでおり、今年度も有料で回収します。

回収を希望する農家の方は、事前に登録（登録済みの方も含む）する必要がありますので、2月24日（金）までに農林課にお申し込みください。

- 日時 3月8日（水） 9:00～11:30
- 場所 (株)クリタ 駐車場（上岡地内）
- 費用 農ビ排出量割 56.30円/kg
農ポリ排出量割 60.80円/kg
均等割 1,000円/戸

<注意事項>

- ・排出する際に農ビ、農ポリは混ぜないでください。
- ・分別作業と並行して、土砂、茎葉等作物の残さ、留金等の金属、木片、その他の異物を必ず除去してください。
- ・回収日当日は、必ず時間内に搬入してください。

問合せ 農林課農政担当 TEL 72-1128

相談

特設人権相談所開設

相談の際には、マスクを着用の上、会場入口等に設置してあるアルコール消毒液による手指消毒と検温、相談時間の短縮にご協力をお願いします。なお、体調が悪い場合は来訪せずに、みんなの人権110番の電話相談（0570-003-110）をご利用ください。

- 日時 2月6日（月） 10:00～15:00
- 場所 文化福祉会館「まいん」

■内容

- ・不確かな情報や、誤った情報に基づく不当な差別やいじめ、誹謗中傷などの人権侵犯
- ・子ども（いじめや体罰など）、女性（DV・セクハラなど）、高齢者、障がい者に対する人権問題
- ・婚姻、離婚、親権等戸籍に関する問題
- ・夫婦・家庭内の問題、近隣トラブル 等

- 相談員 人権擁護委員
- 電話相談窓口 みんなの人権110番 TEL 0570-003-110（平日8:30～17:15）
茨城県人権啓発推進センター TEL 029-301-3136（平日9:00～17:00）

問合せ 総務課 TEL 72-1113



火の取り扱いに注意しましょう！

毎年、住宅火災の出火原因の中で一番多いものはガスコンロや電気コンロ等の器具による火災です。コロナ禍における在宅時間の増加に伴い、ご家庭でのコンロ等の使用も増加すると考えられます。コンロ使用の際には、次の点に注意しましょう。

コンロ火災を防ぐポイント

- ・調理中にコンロから離れない。
- ・コンロ周りに燃えやすいものを置かない。
- ・換気扇や壁面、魚グリルなどは定期的に掃除する。
- ・安全装置付きのコンロを使用する。



問合せ 消防本部予防課 TEL 72-0119



「相続登記はお済みですか月間」の実施について

茨城司法書士会は、標記「月間」を設け、相続登記に関する相談を各司法書士事務所において無料で実施します。

- 期間 2月の1か月間（土・日・祝日を除く。）
- 相談内容 相続登記に関する相談
- 受付および実施場所 県内の各司法書士事務所
- その他 申し込みは各司法書士事務所です（要事前予約）。

問合せ 茨城司法書士会 TEL 029-225-0111



空き家の有効活用をしてみませんか？

大子町では、空き家バンク(※)を有効活用し、移住・定住の促進を図るとともに、空き家問題を解消するため、空き家の片付けを行う所有者の方やリフォームを行う入居者の方を支援しています。具体的には空き家バンクに登録されている空き家の片付けをされる所有者の方への空き家片付け支援補助金とリフォームをされる所有者または入居者の方への空き家バンクリフォーム助成金です。ぜひ積極的にご活用ください。

■空き家に関する支援策

支援策	空き家片付け支援補助金	空き家バンクリフォーム助成金	
対象者	空き家バンクに登録されている空き家の所有者	空き家バンクに登録されている空き家の所有者	空き家バンク制度を利用し入居後1年以内の空き家入居者
対象経費	空き家の家財撤去や敷地の除草作業に要する経費	町内業者に発注して行う20万円以上の空き家のリフォームに要する経費	
交付額	10万円	対象経費の2分の1で、最大50万円	対象経費の2分の1で、最大70万円
交付の制限	1物件につき1回	1物件につき1回	1人につき1回

※空き家バンクとは

空き家等(空き家および空き地)の賃貸または売却を希望する所有者などからの申し込みにより登録された情報を、空き家等の利用を希望する方に対して、町が情報を提供する制度のことです。「空き家等を誰かに貸したい、売りたい」と考えている所有者の皆さん、空き家バンクに登録してみませんか。

問合せ <空き家バンク・空き家片付け支援補助金に関すること> まちづくり課 TEL 72-1131
<空き家バンクリフォーム助成金に関すること> 建設課 TEL 72-2611

税

確定申告のお知らせ

確定申告には、ご自宅からスマホ・パソコンでご利用いただけるe-Tax・スマホ申告が便利です。

確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード読取対応のスマホまたはICカードリーダーライターを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。マイナンバーカードをお持ちでない方は、お早めの取得をお願いします。

感染防止の観点からも、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を用いて、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。

▼確定申告などに関するお問合せ

国税庁ホームページ「確定申告特集」をご利用ください。

▼e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問合せ

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL 0570-01-5901)

【受付】月曜～金曜(祝日等および12月29日～1月3日を除きます。)

■所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します

スマホをお持ちの方は、確定申告会場において、基本的にスマホを利用して申告書を作成していただきます。

▽場所 太田税務署(常陸太田市金井町3662番地)

▽期間 令和5年2月16日(木)～3月15日(水)※土、日および祝日を除く。

ただし、2月19日と2月26日の日曜日は中央ビル4階(水戸市泉町2-3-2)で申告相談を行います。この2日間は太田税務署での業務は行っていません。

(注) 贈与税については、2月1日(水)以降、申告相談を受け付けています。

▽時間 相談受付 8:30～16:00

相談開始 9:00～

確定申告会場の入場には、当日配布または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

▽持ち物 スマートフォン、申告に関する書類、マイナンバーカード、またはマイナンバーがわかる書類

※確定申告会場に来場される際は、マスクを着用していただき、少人数でお越しください。

※入場の際に検温を実施しています。咳・発熱等の症状のある方は

入場をお断りさせていただきます。

※16:00前であっても、相談受付を終了する場合があります。



国税庁LINE公式アカウント

問合せ 太田税務署 TEL 0294-72-2171



取灰による火災に注意しましょう！

薪風呂や薪ストーブ、燻炭(くんたん)作りなどで出た灰の保管方法を誤り、火災となる事案が発生しています。取灰はゴミ袋や段ボールなどに入れず、完全に消火してから蓋のある不燃性の容器に入れて処分しましょう。

「多分、大丈夫だろう。」や「消えただろう。」という考えは火災に繋がります。その「油断」が「後悔」にならないよう、今一度、火の危険性について考え、「火の用心」をお願いします。



問合せ 消防本部予防課 TEL 72-0119



令和4年度健康づくりポイント事業～記念品交換は3月31日まで～

健康づくりポイント事業で貯めたポイントの記念品交換はもうお済みですか？記念品交換期限は、3月31日です。目標ポイントまで貯まった方は、手帳を提出しましょう！

対象者	大子町に住民登録があり、令和5年3月31日時点で20歳以上の方
ポイントを貯める	【カード交付期限】令和5年3月31日まで 対象事業に参加し、手帳にスタンプ印をもらいポイントを獲得します。
記念品と交換する	【記念品交換期限】令和5年3月31日まで 1人1回いずれか1つの記念品と交換できます。 5ポイント以上：おまかせ特産品セットまたは温泉施設利用券2枚 8ポイント以上：おまかせ特産品セットまたは温泉施設利用券4枚 12ポイント以上：選べる特産品（大子産米、奥久慈しゃも、常陸大黒製品のいずれか）または温泉施設利用券6枚 ※温泉施設利用券は、森林の温泉、大子温泉やみぞ、フォレスパ大子および道の駅「奥久慈だいが」浴場で利用可能です（入湯税は自己負担です）。 ※特産品については後日送付します。 ポイントが貯まったら、手帳に必要事項を記入し、提出します。 【提出先】 ・保健センター（健康増進課） ・中央公民館（1階 教育委員会事務局生涯学習担当） ・文化福祉会館「まいん」（1階 社会福祉協議会）

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611



ひょうひとり(こうぞの皮むき)の体験ワークショップを開催します

表皮とり(ひょうひとり)はこうぞの皮の余分な部分を包丁で削って真っ白な繊維に加工する作業です。かつては大子の各地で見られた、冬の風物詩の表皮とりを体験してみませんか？以前経験したことがある方は、体が覚えている懐かしさを思い出しに参加しませんか？

■開催日時 1月25日、2月1日、2月8日、2月15日、3月1日 各水曜日

午前の部 10:00～12:00 午後の部 13:00～15:00

■場所 大子アーティスト・イン・レジデンス（大字池田2775）

■参加費 無料

■定員 各回3人 ※先着順

■対象 年齢10歳以上

■持ち物 汚れてもよい服装、マスク

■申込期限 各回とも前日の17:00まで

■申込方法 WEBからお申し込みください。



問合せ 農林課 TEL 76-8110



全国一斉情報伝達訓練のお知らせ

地震、津波や武力攻撃などの発生時に備え、緊急告知FMラジオを強制起動させた情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いた訓練で、大子町以外の地域でもさまざまな手段を用いて全国一斉で行われますので、ご協力をお願いします。

■日時 2月15日（水）11:00ごろ

<放送内容>

上りチャイム音

「これはJアラートのテストです。」×3

「こちらは、ぼうさい大子町です。」×1

下りチャイム音



問合せ 総務課総務担当 TEL 72-1114

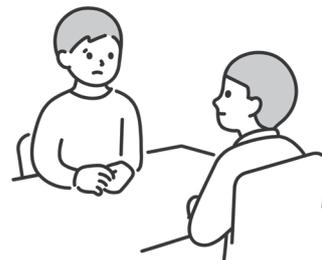
相談

無料法律相談会

大子町消費生活センターでは、毎月1回法律の専門家による無料法律相談会を開催しています。消費者問題だけでなく相続・離婚や隣近所とのトラブルなどについて、法律の専門家がお答えします。

※相談は1件あたり1時間程度です。日時は変更になる場合があります。

- 日時 2月22日(水) 10:00～15:00 (12:00～13:00を除く。)
- 場所 役場会議室(個別に案内)
- 定員 4人(要予約・先着順)
- 申込期間 2月14日(火)～2月21日(火)
- 相談員 山口康夫氏(前国土館大学法学部教授)



※既に弁護士に依頼している案件、係争中や同一案件の繰り返し利用はご遠慮ください。

申込・問合せ 大子町消費生活センター TEL 72-1124 (9:15～12:15、13:00～16:00)

相談

財務省関東財務局水戸財務事務所へご相談を！

関東財務局水戸財務事務所では、財務省の総合出先機関として、地域の皆様からの相談を無料で受け付けています。一人で悩まないで、迷わずご相談ください。

- 多重債務相談(借金・クレジットカード・各種ローンの悩み相談)
電話番号 029-221-3190
相談日時 月～金曜日 8:30～12:00/13:00～16:30(土日・祝祭日除く。)
- 詐欺的な投資勧誘相談(未公開株、社債、ファンド)
- 電子マネー詐欺相談(架空請求、サクラサイト)
電話番号 029-221-3195
相談日時 月～金曜日 8:30～12:00/13:00～17:00(土日・祝祭日除く。)



県民公開講座

「セルフチェックとセルフケア～そしてよりよく生きるために～」

「セルフメディケーション」という言葉を知っていますか？

WHO(世界保健機関)は、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義しています。健康な生活をおくるためには、適度な運動と栄養バランスのよい食事、十分な睡眠時間をとるなど、積極的に健康管理に努める「セルフケア」が大切です。また、自分の身体の状態を正しく知る「セルフチェック」も重要です。

今回は、TV番組等でもご活躍中の薬剤師の堀美智子先生をお招きし、身近な薬局・薬剤師を活用した上手なセルフメディケーションの実践方法を含め、セルフチェックとセルフケアについてご講演をいただきます。

- 日時 2月26日(日) 10:00～12:00
- 開催方法 Zoomウェビナーを使用したWEB開催
- 参加費 無料
- 講師 堀美智子先生(医薬情報研究所(株)エス・アイ・シー 医薬情報部門責任者)
- 定員 1,000人 ※どなたでも参加できます。
- 申込方法 茨城県薬剤師会ホームページ(<https://www.ipa.or.jp>)のトップページ「お知らせ」にある「県民公開講座」のご案内ページ内に設ける「参加申込フォーム」からお申込みください。



問合せ 公益社団法人茨城県薬剤師会(水戸市笠原町978-47) TEL 029-306-8934 FAX 029-306-8040



令和4年度 大子町公民館講座

—世界のボードゲームを親子で遊ぼう—

- 期日 2月25日（土） 9:30～12:00
- 参加費 無料
- 場所 中央公民館
- 定員 16人程度
- 講師 大森佑樹先生（バルーンアーティスト&パフォーマー・ボードゲームコレクター・ひたち生き生き百年塾推進本部いばらきスクールサポーター）
- 申込方法 電話または来館で受け付け。申込用紙は中央公民館にあります。
- 申込期間 1月20日（金）～2月17日（金）

問合せ 生涯学習担当 TEL 72-1148



図書館「プチ・ソフィア」からのお知らせ

無料で本・雑誌の貸出しを行っています。1人5冊まで2週間利用できます。開館時間は10:00から18:00までです。（休館日：毎週月曜日、木曜日）

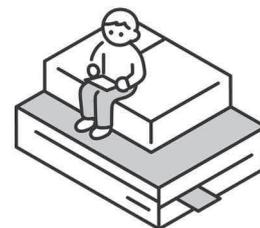
■新しくいった一般書

- 「マスク社会が危ない」明和政子著
- 「NHK大河ドラマ歴史ハンドブック どうする家康 徳川家康と家臣団たちの時代」NHK出版編
- 「「やせる本」100冊のダイエットのコツを1冊にまとめてみた。」クロマッキー著
- 「ちはやふる50」末次由紀著
- 「月の立つ林で」青山美智子著
- 「黒石 新宿鮫12」大沢在昌著
- 「成熟スイッチ」林真理子著

■新しくいった児童書

- 「テーマパークのサバイバル」ポドアルチング文、韓賢東絵
- 「かいけつゾロリきょうりゅうママをすくえ！」原ゆたかさく
- 「ラッキーカレー」シゲタサヤカさく

※インターネットで所蔵が検索できます。（<http://www.lib-eye.net/daigo/>）



問合せ 図書館「プチ・ソフィア」 TEL 72-6123



マイナポイント第2段対象のマイナンバーカードの申請期限延長

マイナポイント第2弾の対象とするマイナンバーカードの申請期限が「令和5年2月末」まで延長となりました。

なお、マイナポイント申込期限、カードの新規取得等に対するポイントに係るチャージ・お買い物期限、健康保険証利用申込期限および公金受取口座登録期限は、2月末までにカードを申請した方が適切にポイント申し込みできるよう、今後改めて公表が予定されています。

■マイナポイント第2弾の対象とするマイナンバーカードの申請期限

【延長前】 令和4年12月末 【延長後】 令和5年2月末

※マイナンバーカードは申請から交付まで、1か月程度かかります。

※カード申請期間間際は窓口が混み合うことが予想されますので、早めのカード申請をお勧めします。

問合せ 町民課町民担当 TEL 72-1112

— 次回の発行は、2月6日（月）です。 —